

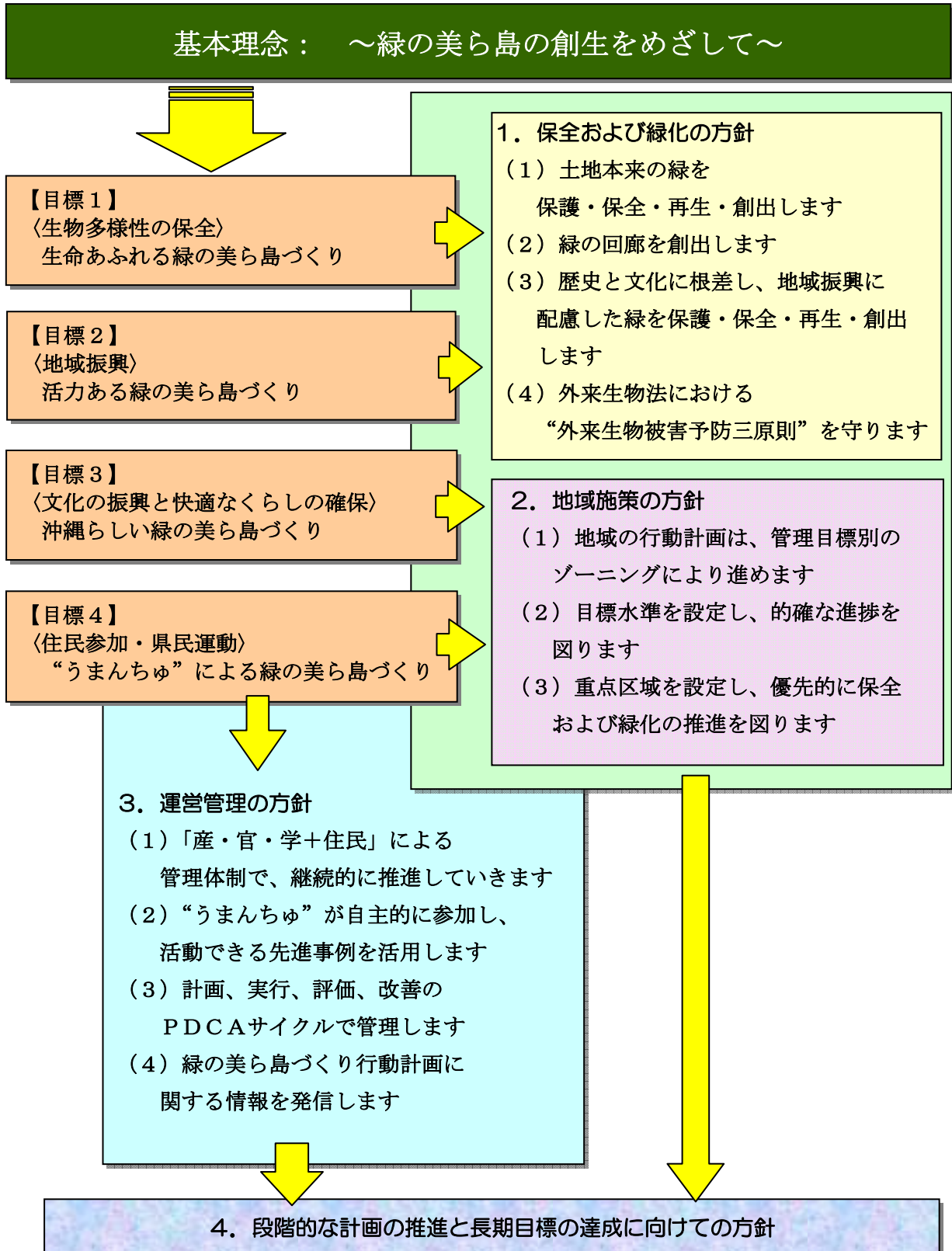
第2編 〈行動計画〉



■企業が行政、住民との協働により緑の再生へ取り組んだ緑化活動“残波しおさいの森”（読谷村）

I. 緑の美ら島づくり行動計画の基本方針

“緑の美ら島の創生をめざして”を基本理念とした4つの目標の実現に向けて、以下を本計画の基本方針とします。



■緑の美ら島づくり行動計画の基本方針

1. 保全および緑化の方針

(1) 土地本来の緑を保護・保全・再生・創出します

沖縄固有の生物多様性の保全と、自然景観を守り育てるために、

- 保護対象地では、自然の変化や生長にまかせて、「採らない、植えない、捨てない」を守ります。
- 保全・再生・創出対象地では、“土地本来の緑”に配慮した森林緑地づくりをします。

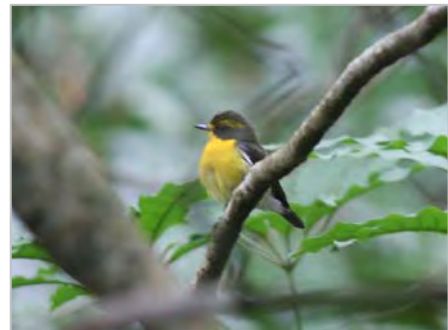


■石灰岩地の“土地本来の緑”クロヨナ

(2) 緑の回廊を創出します

生物多様性の保全の視点から、沖縄固有の生き物の生息環境を向上させるために、

- 森林緑地が点在している地域に、緑の回廊（コリドー）を創ります。緑の回廊により、多様な生き物が移動しやすく、かつ生息の場となるエコロジカルネットワークを創ります。



■沖縄固有種のリュウキュウキビタキ

(3) 歴史と文化に根ざし、地域振興に配慮した緑を保護・保全・再生・創出します

歴史と文化に根ざし、観光等の地域振興に配慮した緑の風景と機能を守り、育てるために、

- 文化財や巨樹・巨木等の歴史的・文化的森林緑地は、保護・保全・再生に努めます。
- 創出対象地では、土地本来の緑に配慮しつつ、観光等の地域振興と緑地機能を考慮し、熱帯・亜熱帯の外来種も含めた樹種の選定をします。



■色鮮やかな花で街を彩るハウオウボク

(4) 外来生物法における“外来生物被害予防三原則”を守ります

(入れない、捨てない、拡げない)

生態系への被害を予防するために、特定外来生物は、

- 沖縄（島）に持ち込みません。（入れない）
- むやみに捨てません。（捨てない）
- 沖縄（島）の外に持ち出しません。（拡げない）



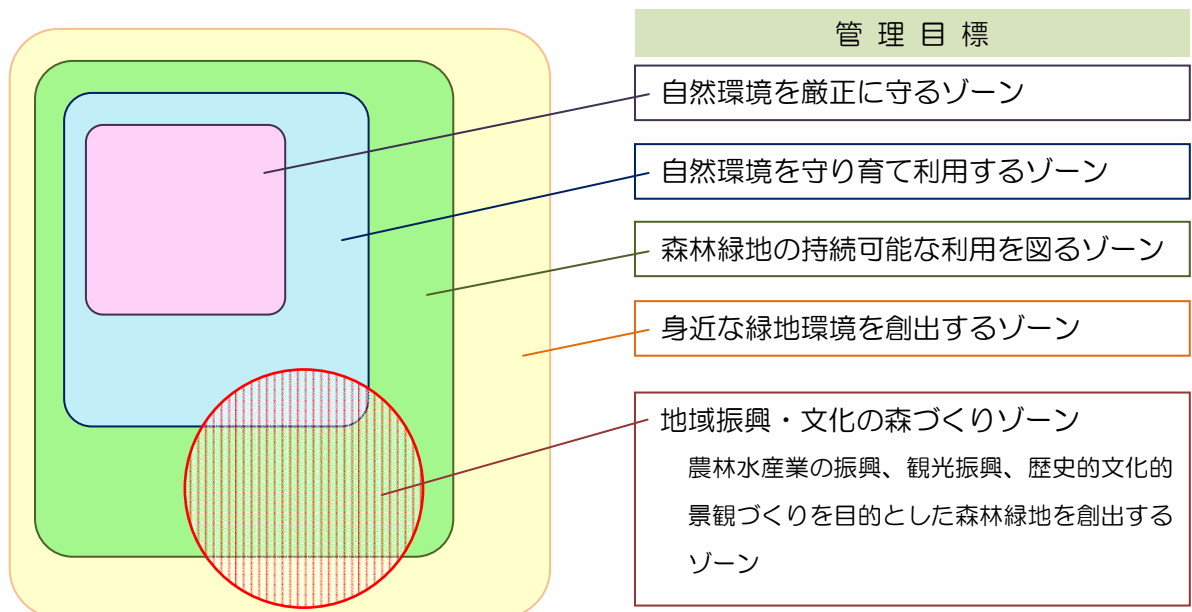
■道路沿いに繁茂する外来種ギンネム

2. 地域施策の方針

(1) 地域の行動計画は、管理目標別のゾーニングにより進めます

緑の美ら島づくりをそれぞれの地域で展開していくために、

- それぞれの地域の自然環境、社会環境等に応じた森林緑地のあり方を示す「管理目標」を設定します。
- 地域の行動計画は、管理目標別のゾーニングにより進めます。



■ゾーニングの概念図

(2) 目標水準を設定し、的確な進捗を図ります

緑の美ら島づくりを的確に推進していくために、

- 森林緑地の「量」と「質」の目標水準を設定します。
- 「量」の目標：保全し緑化することで、森林緑地の面積を増やしていきます。
- 「質」の目標：ススキ草原やギンネム林等の荒廃地を減らし緑化することで、森林緑地の環境を良くしていきます。

(3) 重点区域を設定し、優先的に保全および緑化の推進を図ります

緑の美ら島づくりを効果的に推進していくために、

- 優先的に保全および緑化の推進を行うと効果的と考えられる地域を抽出し、「重点区域」とします。
- 「重点区域」では、優先的に保全および緑化の活動を進めていくものとします。

3. 運営管理の方針

(1) 「産・官・学+住民」による管理体制で、継続的に推進していきます

“うまんちゅ”による保全および緑化活動を続けていくために、

○沖縄県全島緑化県民運動推進会議の体制を発展的に引き継ぎ、県民・企業・NPO等の団体、行政、学識経験者・有識者の協働による維持管理組織のしくみづくりを検討していきます。

(2) “うまんちゅ”が自主的に参加し、活動できる先進事例を活用します

“うまんちゅ”が、保全および緑化活動を自主的に始められるように、

○県民・企業・NPO等の団体が自らすすんで活動を始めることができるように、沖縄県内における保全および緑化活動の先進的事例を活用していきます。

○緑の美ら島づくりを進めるに際しては、先進事例の内容や推進体制などを参考としながら、地域に応じた活動として取り入れていきます。先進事例は、第3編「資料」で紹介しています。



■平成20年度 全島緑化県民運動「一島一森で花と緑の美ら島づくり」郷友の森づくり (宮古島市)

(3) 計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルで管理します

“うまんちゅ”が、楽しみながら発展的に保全および緑化活動を継続していくために、

○PDCA (計画・実行・評価・改善) サイクルのしくみを活用し、みんなで議論を重ねながら、計画を実行するしくみづくりに取り組みます。

○活動状況を確認し、取り組み内容について変更の必要性が生じた場合は、計画の見直しを行っていきます。

（４）緑の美ら島づくり行動計画に関する情報を発信します

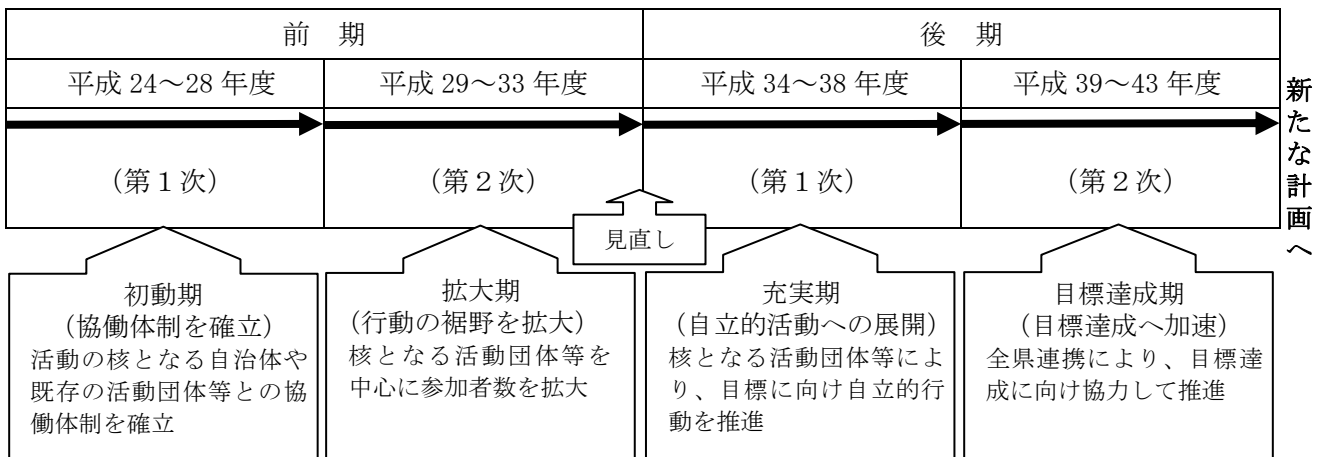
“うまんちゅ”が、適切で効果的な保全および緑化活動を行えるように、

- 『管理目標別ゾーニング』と『重点区域』の情報を発信します。
- 本計画では、GIS（地理情報システム）を用いて、現況および計画の地図情報を作成しています。これらの情報は、計画の見直しに合わせて更新していきます。
- 本計画および『管理目標別ゾーニング』と『重点区域』の地図情報は公開し、誰でも活用できるようにします。

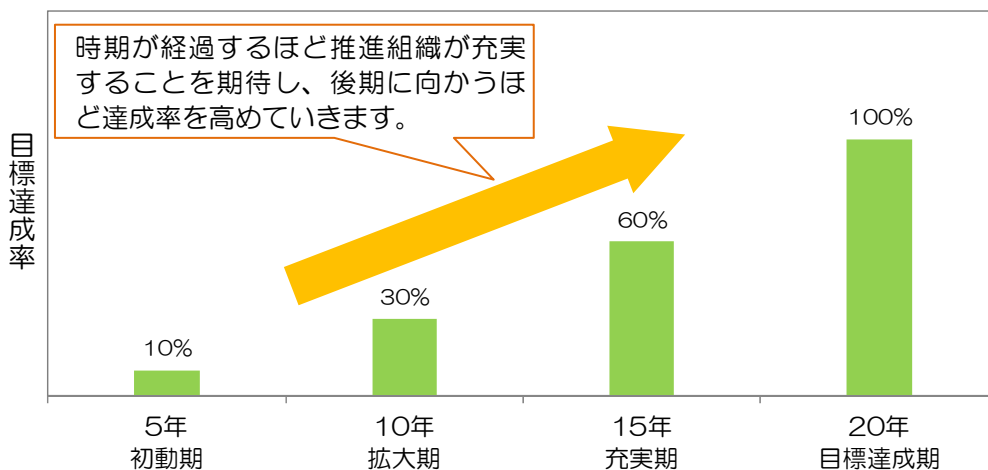
4. 段階的な計画の推進と長期目標の達成に向けての方針

“うまんちゅ”が、無理なく行動計画を推進していくために、

- 本計画は段階的な達成目標をもって進めていきます。
- 20年の計画期間を4期に分け、段階的な到達点と目標水準を設定します。
- 10年後の中間時には、計画の実行状況を検証し、計画の見直しを行います。



■本計画の段階的な進め方



■段階的な目標水準の設定

Ⅱ. 保全および緑化の進め方

1. 土地本来の緑の保護・保全・再生・創出〈生命あふれる緑の美ら島づくり〉

■土地本来の緑による保全および緑化の進め方

“土地本来の緑”で構成されている森林緑地の保護・保全を行います。また、戦禍や開発により荒廃した原野を、沖縄固有の生き物の生息・生育環境と自然の風景へと取り戻していくために、“土地本来の緑”による再生・創出を行います。

1) 保護

自然公園の特別保護地区など、ほとんど人の手が入ったことがない森林緑地は、「保護」の対象となります。原則として自然の遷移にまかせ、植物を採らないこと、持ち込んで植えたり、捨てたりしないことを守ります。（自然公園法、自然環境保全法等の法律で、制限されています。）

2) 保全・再生

自然公園等の保全、野生生物の生息・生育環境の保全、マングローブ林の保全などが、ここでいう「保全」の対象となります。現況の森林緑地面積が減少しないように維持、修復を行います。また、「再生」の取り組みとして、災害等で荒廃した土地の自然植生の回復やギンネム等で覆われた荒廃原野の解消のため在来種への樹種転換などを行います。

3) 創出

自然公園等における施設まわりの緑化、公園の樹林地整備、埋め立て造成地の工業団地、大規模商業施設、リゾート施設や公共施設などにおける環境保全林づくりなどが、「創出」の対象となります。適地適木による樹種選定を行い、緑化を行います。

<解説>土地本来の緑の考え方

1) “土地本来の緑”とは

“土地本来の緑”とは、「潜在自然植生」を構成する種またはその植生を指します。

「潜在自然植生」とは、人の手が入らない条件のもとで、その土地の環境条件に応じて自然に成立する緑のことをいいます。

2) “土地本来の緑”がなぜ大切なのでしょうか

沖縄の森林緑地に生息・生育する動植物の希少種や固有種は、その土地本来の森林緑地の環境が育んできた生き物たちです。このため、目標の〈生物多様性の保全〉を達成するためには、できるだけこのような緑を保全・再生・創出していくことが重要です。

また、“土地本来の緑”による保全および緑化には次のような利点があります。

- 土地本来の高木と中木を植えることで、将来はその環境に見合った低木や草花なども自然と入り込み、それに続いて、その環境にあった動物が生息するようになります。
- 本来の郷土の風景を構成する緑であり、沖縄らしい景観を創り出します。
- しっかりと根を張るので、防災上も単層林と比較すると安全です。
- 外来種による緑化などに比べると管理の手間も少なくてすみます。

2. 緑の回廊の創出〈生命あふれる緑の美ら島づくり〉

(1) 緑の回廊づくりの目的

“生命あふれる緑の美ら島づくり”を達成するために、緑の回廊（コリドー）を創出し、多様な生き物が移動しやすく、かつ生息の場となるエコロジカルネットワークの形成を図ります。

多様な生き物が餌をとる、巣を作る、子育てをするなどの活動をするためには一定の面積で、かつ連続した生息地が必要となります。このため、生き物たちが移動できる連続した森林緑地を創ることが必要です。

また、緑の回廊として形成させる森林緑地帯は、人と自然とのふれあい体験の場としての機能、都市防災林としての機能、景観形成機能など、多くの効果も期待できます。

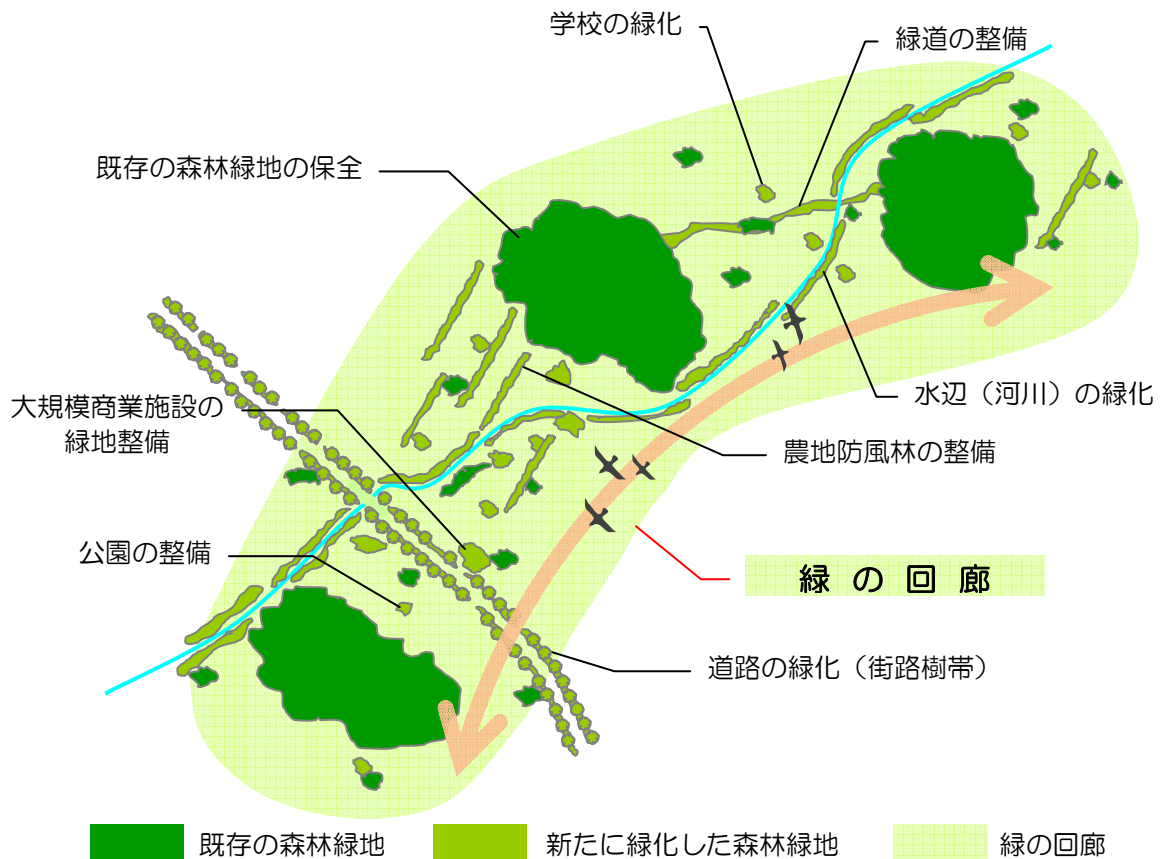
(2) 官民協働による緑の回廊づくりへの取り組み

緑の回廊としての機能が期待できる緑化対象としては、街路樹帯、公園緑地、緑道、水辺、学校や公共施設の緑地、商工業施設の緑地、住宅の緑地、農地防風林などがあげられます。

緑の回廊の形成は、沖縄県ならびに市町村における行政関係各課のみならず県民との協働の取り組みにより、樹木や草花の植栽を積極的に進めます。

〈解説〉緑の回廊の配置の考え方

点在する崖線の緑地、御嶽林、屋敷林、河畔林等の既存の森林緑地を保全し、それらをできるだけつなげていくように公園、学校、河川、道路等を緑化していきます。



3. 歴史と文化に根ざし、 地域振興に配慮した緑の保護・保全・再生・創出

<沖縄らしい緑の美ら島づくり><活力ある緑の美ら島づくり>

■歴史と文化に根ざし、地域振興に配慮した保全および緑化の進め方

天然記念物や歴史的・文化的な緑の保護・保全を行います。また、観光や農林水産業等の地域振興、修景や防災・減災に配慮した森林緑地の機能を確保します。

1) 保護

天然記念物のうち天然保護区域や、御嶽林や巨樹・巨木などのうち、学術的にも希少で重要な森林緑地の場合は、保護の対象となります。「保護」の対象とする場合は、原則として自然の遷移にまかせ、『採らない、植えない、捨てない』を守ります。

2) 保全・再生

歴史と文化や人々の暮らしにかかわりが深い御嶽林や抱護林、巨樹・巨木、風致地区、公園や駐留軍用地などに残されている良好な樹林地、海岸防災林や森林整備、治山事業地等は、保全・再生の対象となります。土地本来の緑に配慮しながら、観光や農林水産業等の地域振興、修景や防災機能なども考慮した樹種を育てます。

3) 創出

観光・リゾート地の緑化、道路・海岸・水辺（河川・ダム）・港湾・漁港等の緑化、農地防風林の整備、公園緑地の緑化、学校・公共施設・民間施設まわり・駐留軍用地跡地の緑化等、新たな植栽により森林緑地を創出する事業が対象となります。生活や文化、観光や農林水産業等の地域振興の機能と効果に応じた樹種を選定します。

土地本来の緑だけでなく、観光リゾート地を演出する熱帯・亜熱帯花木などの外来種の導入もします。

<解説>在来種と外来種の考え方

本計画では、「在来種」および「外来種」という用語をよく使います。本計画で使用する「在来種」と「外来種」の意味は、次表に示すとおりとします。

本計画では、土地本来の緑である在来種Aによる緑化を基本とします。ただし、「保全・再生」の場合は在来種Bおよび外来種Aも、「創出」の場合は在来種Bおよび外来種A・Bについても、目的とする緑地機能に応じて活用していきます。

■緑の美ら島づくり行動計画における「在来種」および「外来種」の考え方

区分	定義	樹種の例
在来種A	土地本来の緑（潜在自然植生の構成種） 島ごと、地形・地質・土壌などにより異なります	沖縄島南部の場合：タブノキ、 アカギ、ガジュマル、クロヨナ
在来種B	帰化の歴史が古くはっきりしない種、限られた地域から人為的に広まったと考えられる種	テリハボク、フクギ、 カンヒザクラ、クスノキ
外来種A	琉球統一後から明治以前に海外から移入し、一般になじみがあり、広く利用されている種	デイゴ、サンダンカ、 アカバナ（ブソウゲ）
外来種B	明治以後に海外から移入した種	モクマオウ、ソウシジュ、 ホウオウボク、イペー

4. 侵略的外来種による被害の予防<生命あふれる緑の美ら島づくり>

■外来生物被害予防三原則を守る

「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」（以下、外来生物法という）における「外来生物被害予防三原則」（入れない、捨てない、拡げない）を守ります。

侵略的外来種の侵入は、土地本来の緑の風景や、沖縄固有の生物の生息・生育環境が失われるなどして、生態系に著しい悪影響を及ぼす恐れがあります。本計画の目標「生命あふれる緑の美ら島づくり」を達成するためには、侵略的外来種による被害を予防することが重要です。

<解説>侵略的外来種について

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを「侵略的外来種」といいます。

本計画では、この「侵略的外来種」を「①特定外来」と「②要注意」の2つに分類して外来種による被害の予防を図ります。

オオヒキガエル等の侵略的外来種は、限られた島に侵入している場合があります。また、アカギは沖縄在来の樹種ですが、小笠原では侵略的外来種となり生態系へ被害を及ぼしています。このため、侵略的外来種をそれぞれの島の外や、沖縄以外の地域に「拡げない」ことも大切です。

■侵略的外来種の区分と対応の方針

区分	定義	対応方針
① 特定外来	外来生物法に定められている「特定外来生物」	外来生物法の三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守ります。
② 要注意	「特定外来」ほど、生態系を脅かす生態は認められていませんが、世界的に広がっているため注意が必要な種	<ul style="list-style-type: none"> 責任を持って栽培し、栽培できなくなった場合は野外へ遺棄することなく、適切な処分を行います。 栽培にあたっては、管理されている場所や施設以外に、逸出を起こさない適切な方法で行います。 沖縄県内で分布を拡大している種については、新規の植栽を行わないようにします。（ギンネム・ハリエンジュ等）



■特定外来生物のオオキンケイギク



■要注意外来生物のギンネム

なお、「①特定外来」に分類される植物は、すべて草本類（草花）です。このうち、次の5種については沖縄への侵入が確認されています。（2011年7月現在）

オオフサモ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ポタンウキクサ、ナガエツルノゲイトウ

侵略的外来種は常に新しい種が入ってくる可能性があります。緑化活動の際は、詳細情報を公開している環境省等のホームページを参考としてください。

○環境省：外来生物法

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

○国立環境研究所〈侵入生物データベース〉

<http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/>

Ⅲ. 地域施策の展開

1. 管理目標別ゾーニング

(1) 管理目標別ゾーニングとは

本計画では、それぞれの地域で緑の美ら島づくりを展開していくために、「管理目標」を設定します。「管理目標」とは、自然環境や社会環境等に応じた森林緑地のあり方を示すものです。

管理目標ごとに土地を区分した「管理目標別ゾーニング」を指針として、実行者が自ら保全および緑化の計画に役立てることをめざします。

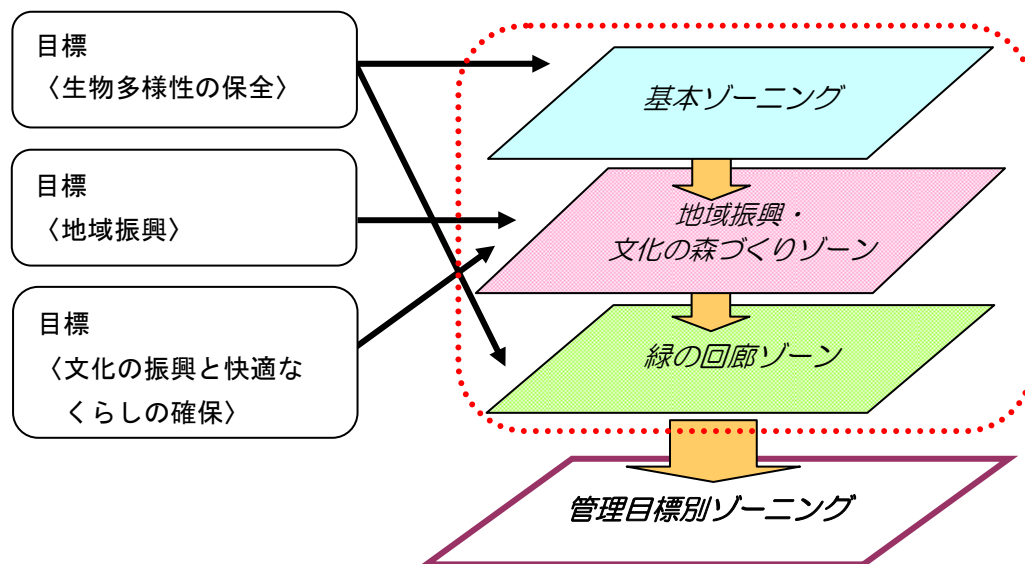
なお、このゾーニングは、既存の多くの自然環境および社会環境のデータにもとづいた解析評価により設定しているものであり、個々の活動に応じた柔軟な活用をしていくものとします。

管理目標別ゾーニングは、「基本ゾーニング」「地域振興・文化の森づくりゾーン」「緑の回廊ゾーン」の大きく3つのゾーニングの組み合わせで構成しています。

「基本ゾーニング」は、本計画の目標である〈生物多様性の保全〉の評価に基づいて設定しています。

「地域振興・文化の森づくりゾーン」は、目標である〈地域振興〉と〈文化の振興と快適な暮らしの確保〉の評価に基づいて設定しています。

「緑の回廊ゾーン」は、目標である〈生物多様性の保全〉の視点から、生き物の生息・生育環境を向上させるために、連続する森林緑地の確保を図ることを目的として設定しています。



■管理目標別ゾーニングの構成

(2) 基本ゾーニングの区分とゾーン別の管理目標

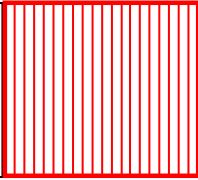



全県共通のゾーン別管理目標の一覧表を次のページに示します。

なお、表に示すとおり、「基本ゾーニング」は、「優れた自然環境資源」の評価と、「自然環境の荒廃度」の評価の組み合わせにより、8つのゾーンタイプ（SA I、SA II、A I、A II、B I、B II、C I、C II）に区分しています。

■基本ゾーニングの管理目標（全県共通）

保護・保全の評価		優れた自然環境資源の評価			
		評価SA 保護の必要性が非常に高い	評価A 保護・保全の必要性が特に高い	評価B 保護・保全の必要性が比較的高い	評価C 保護・保全の必要性が低い
再生・創出の評価		自然環境を厳正に守るゾーン	自然環境を守り育て利用するゾーン	森林緑地の持続可能な利用を図るゾーン	身近な緑地環境を創出するゾーン
自然環境の荒廃度の評価	評価Ⅰ ○再生・創出の必要性が高い ○荒廃度が高い	SAⅠ 自然環境を厳正に保護し、再生させる	AⅠ 自然環境を積極的に再生させ利用する	BⅠ 森林緑地環境を積極的に再生・創出し利用する	CⅠ 身近な緑地環境を積極的に創出する
	管理目標	・優れた自然植生をしっかりと保護しつつ、荒廃地は自然植生に戻していきます。	・自然植生を守り、自然度の高い二次林を育てます。 ・自然環境を守りながら森林整備を行います。 ・荒廃地は積極的に自然環境を再生させます。	・自然環境の再生に努めながら、森林緑地の持続可能な利用を推進します。 ・荒廃地は積極的に在来種等に転換し、森林緑地を増やします。	・潤いのある身近な緑を創出し、緑地を増やします。 ・荒廃地は積極的に在来種等に転換していきます。
	評価Ⅱ ○再生・創出の必要性が低い ○荒廃度が低い	SAⅡ 自然環境を厳正に保護する	AⅡ 自然環境を保全して利用する	BⅡ 森林緑地環境を保全・再生し利用する	CⅡ 身近な緑地環境を創出する
	管理目標	・優れた自然植生をしっかりと保護し、その自然環境を存続させます。	・良好な自然植生を守り自然度の高い二次林を育てます。 ・自然環境を守りながら森林整備をします。	・良好な自然環境を守りながら、森林緑地の持続可能な利用を推進します。	・潤いのある身近な緑を創出します。

■地域振興・文化の森づくりゾーンと緑の回廊ゾーンの管理目標（全県共通）

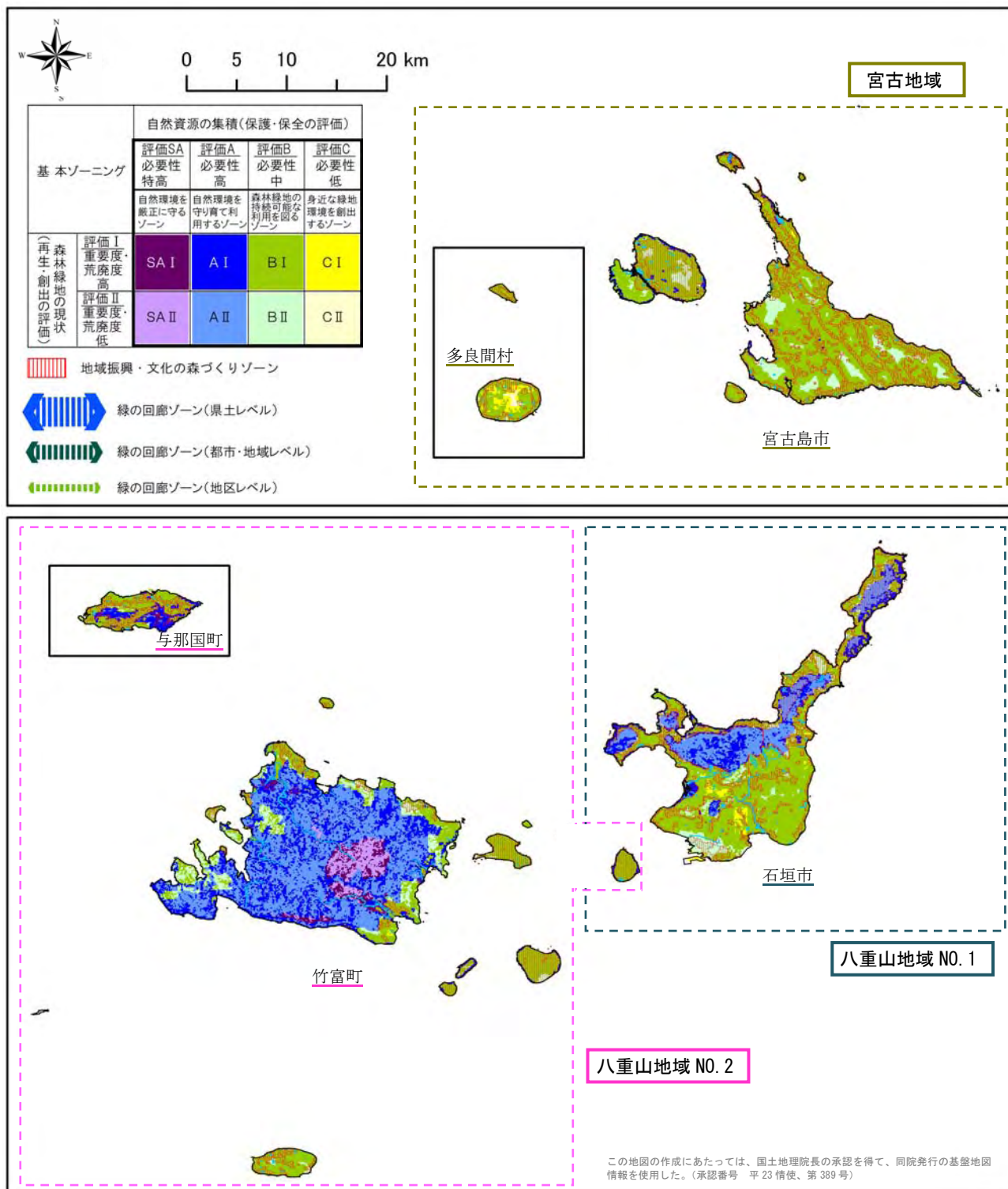
ゾーン名	区分（ゾーンタイプ）	管理目標
地域振興・文化の森づくりゾーン		地域振興、文化振興と快適な暮らしを目的とする森林緑地を創出する
緑の回廊ゾーン	 県土レベル	市町村を越えて森林緑地を連続させることが重要な区域
	 都市・地域レベル	市町村および隣接する市町村内で森林緑地を連続させることが重要な区域
	 地区レベル	地区および隣接する地区内で森林緑地を連続させることが重要な区域
		・農林水産業の振興、観光振興、御嶽や文化財等の沖縄らしい歴史的・文化的景観づくりのための森林緑地を増やします。 ・生物の移動と生息・生育空間を確保するため、緑化と保全活動を重点的に推進し、緑の回廊を創出します。

(3) 管理目標別ゾーニング図と地域区分

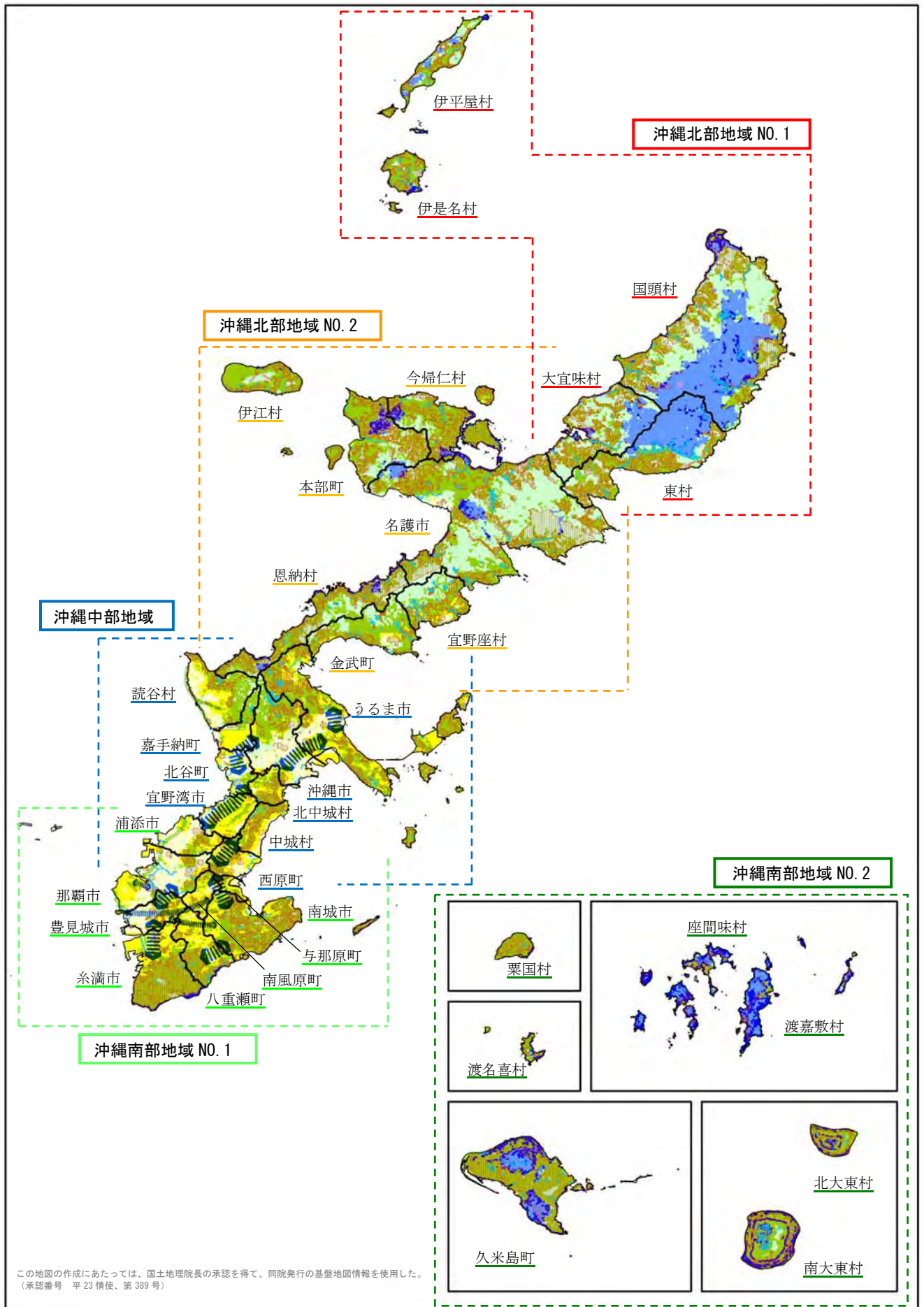
全県の管理目標別ゾーニング図を示します。

本計画における地域区分は、沖縄県国土利用計画で設定されている5地域を基本として、沖縄北部地域、沖縄南部地域および八重山地域をそれぞれ2つに区分した8地域とします。

なお、地域別の管理目標別ゾーニング図と各地域のゾーン別管理目標は、59ページ以降の「4. 地域別の管理目標別ゾーニング図および重点区域図」の項に示します。



■管理目標別ゾーニングと地域区分(先島諸島)



■管理目標別ゾーニングと地域区分（沖縄諸島・大東諸島）

2. 目標水準

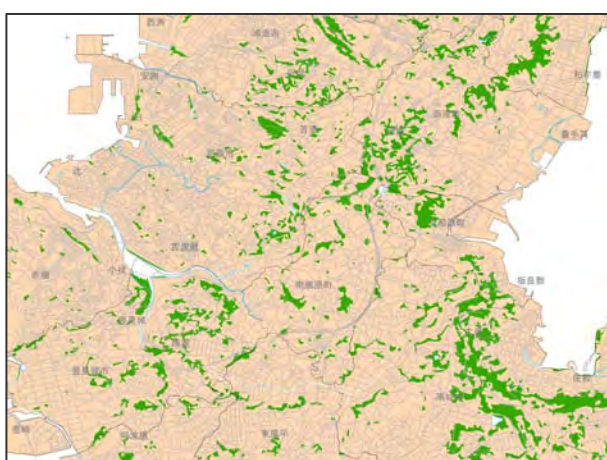
「緑の美ら島づくりのめざす姿（目標）」を踏まえ、本計画を進めるにあたって森林緑地の「量」と「質」の目標水準を設定します。

（1）目標年

計画期間を平成 24 年度からの 20 年間とし、目標を達成する年度を「平成 43 年度」とします。

（2）「量」の目標水準

「森林緑地の再生・創出の取り組みが望まれる土地」の 15%を緑化し、森林緑地の面積（量）を増加させます。また、現況の森林緑地面積を維持します。



この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
（承認番号 平 23 情使、第 389 号）

■森林緑地の分布状況（南部地域の一部）（例）

〈量の目標水準〉

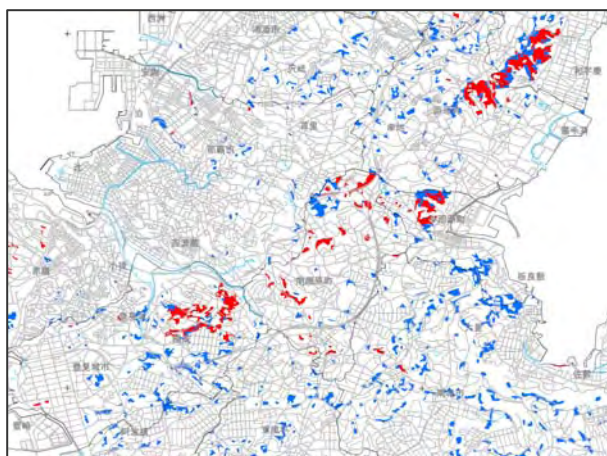
森林緑地の再生・創出の取り組みが
望まれる土地の 15%を緑化



- 森林緑地
- 森林緑地の再生・創出の取り組みが望まれる土地

（3）「質」の目標水準

ギンネム林や二次草原（ススキ等）の荒廃地を 20%削減し、森林緑地の環境（質）を向上させます。



この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
（承認番号 平 23 情使、第 389 号）

■荒廃地（ギンネム林と二次草原（ススキ等））の分布状況（南部地域の一部）（例）

※ 植生情報の出典については、第3編「資料」に示します。

〈質の目標水準〉

ギンネム林や二次草原（ススキ等）の
荒廃地の 20%を削減



- ギンネム林
- 二次草原（ススキ等）

3. 重点区域

(1) 重点区域のねらい

本計画では、「優先的に森林緑地の保全・再生・創出の推進に取り組むことが効果的な地域」として、以下を「重点区域」として設定します。

- ① 良好な自然資源や歴史的・文化的資源を有するが、同時に“荒廃地をあわせもつ地域”や、“侵略的外来種等の侵入した地域”を早急に再生することが求められる地域。
- ② 生き物の生息・生育環境としての森林緑地の回廊を形成することが効果的な地域（緑の回廊ゾーン）。

なお、駐留軍用地には重点区域を設定していませんが、上に示す重点区域に相当する区域が多く含まれています。このため、駐留軍用地跡地においては、自然環境の保全・再生と失われた景観の復元を図ります。

(2) 重点区域の設定

重点区域は、保全および緑化の必要性の高い地域を管理目標別ゾーニングに重ね合わせることで、設定しています。

なお、自然環境の保護等の強い規制を受けている区域や、国が管理している区域等については、重点区域から除いています。

※規制区域等に変更が生じた場合は柔軟に対応していきます。

※重点区域の設定方法と除外区域については、第3編「資料」を参照してください。

(3) 重点区域における目標水準達成の目安

重点区域では、目標水準を優先的に達成するために、次のように「重点区域における目標水準達成の目安」を設定します。これにより、緑の美ら島づくりの推進を先導し、目標水準の早期達成と推進体制や緑化技術の早期充実をめざします。

〈重点区域における目標水準達成の目安〉

- 「量」「質」とともに、目標水準の2倍を達成の目安として推進します。

4. 地域別の管理目標別ゾーニング図および重点区域図

沖縄県全域を8地域に区分した地域ごとに、管理目標別ゾーニング図、ゾーン別管理目標、重点区域図を示します。